○　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） 第二条の二　前条に規定する連結流動性カバレッジ比率の算出における連結の範囲は、自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の算出における連結の範囲とする。 ２　前項の規定は、第七十四条に規定する連結安定調達比率について準用する。 （算入可能適格流動資産の合計額） 第三条　第二条の算式における「算入可能適格流動資産の合計額」とは、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。 ［一～五　略］ ［２～７　略］ 第七十五条　削除	［条を加える。］ （算入可能適格流動資産の合計額） 第三条　前条の算式における「算入可能適格流動資産の合計額」とは、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。 ［一～五　同上］ ［２～７　同上］ （連結の範囲） 第七十五条　前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この

第七十八条　［略］ ２　前項に規定する単体安定調達比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいい、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する銀行においては、当	項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十六号又は第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 ２　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 ３　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。
第七十八条　［同上］ ２　前項に規定する単体安定調達比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいい、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する銀行においては、当	

該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき作成することとする。	該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	